

学部生対象・追加募集(8月採用)

厚生課
ロボティクス&デザイン工学部事務室
情報科学部事務室

新規希望者対象

日本学生支援機構奨学金(貸与・給付)の追加募集について

下記のとおり出願書類配付期間を設けますので、出願希望者は取りに来てください。
記

1. 出願書類配付期間・配付場所

配付期間・場所	配付期間 (日本学生支援機構奨学金 貸与・給付)	配付場所
工学部 知的財産学部	2024年6月1日(土) ~6月11日(火) 9:00~17:00 ※日曜日を除く ※情報科学部は11:30~12:30を除く	大宮キャンパス 学生部厚生課 (1号館2階)
ロボティクス& デザイン工学部		梅田キャンパス ロボティクス&デザイン工学部 事務室 (OIT 梅田タワー7階)
情報科学部		枚方キャンパス 情報科学部事務室 (1号館1階)

* やむを得ない事情(病気、就職活動等)で期間中に取りに来られない場合は、必ず事前に担当窓口(厚生課・ロボティクス&デザイン工学部事務室・情報科学部事務室)へ申し出てください。

2. 留意事項

- 現在、日本学生支援機構奨学金の貸与・給付を受け、2024年4月以降も継続して貸与・給付を希望する場合は、配付期間に出願書類を受け取る必要はありません。新たな奨学金を希望する場合は出願が必要です。
- 2024年度入学の新生は、出願時に出身高校の卒業までの成績が反映された調査書、または成績証明書が必要になります。ただし、貸与奨学金の第二種のみを希望する人は必要ありません。(詳細は出願書類の中で明記します)
- 奨学金の詳細は日本学生支援機構のホームページにて確認してください。
貸与奨学金：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>
給付奨学金：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

3. 出願希望者への注意事項

貸与奨学金

- 2024年4月以降、留年または4年生で卒業研究未着手の学生は奨学金の出願をすることができません。
- 修得した単位数が平均水準を大幅に下回る場合は、出願できないことがあります。

給付奨学金

- 留年したことのある学生は出願できません。
- 次の①か②のいずれかに該当することが必要です。
① T-GPAが在学する学部において、上位1/2の範囲に属すること。
(具体的な数値は出願書類の中で明記します)
② 次の(ア)および(イ)いずれにも該当すること
(ア) 修得単位数が下に示す標準修得単位数以上、修得していること。

◇ 2018年度以降入学者の標準修得単位数

学部/学年	1年終了時	2年終了時	3年終了時
工学部	31単位	66単位	110単位
ロボティクス&デザイン工学部	31単位	62単位	100単位※1 104単位※2
情報科学部	31単位	62単位	104単位
知的財産学部	28単位	56単位	86単位

※1. 2018~2021年度入学生
※2. 2022年度以降入学生

(イ) 学修の意欲や目的、将来設計等が確認できること。

出願の際、学修計画書(所定様式)を提出することが必要です。

※休学・編入学等を過去に行っている学生は、この限りではありません。ご相談ください。

- 日本学生支援機構のホームページで提供している「進学資金シミュレーター」にて、給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)の対象になるかどうか、必ず確認してください。
<進学資金シミュレーターURL> <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
※インターネットで「進学資金シミュレーター」と検索すると日本学生支援機構のホームページが表示されます。

以上

この内容は、文部科学省・日本学生支援機構において検討中の事項が含まれます。詳細は6月配布の出願書類を確認ください。

2024年6月受付開始!

給付奨学金 (高等教育の修学支援新制度) 対象拡大

高等教育の修学支援新制度の現行の支援から、多子世帯の中間層・理工農系の間層への支援拡大が決定しました。

多子世帯の考え方



多子世帯※：全学部対象 ※右記の「多子世帯の考え方」を確認ください。

理工農系：工学部・ロボティクス&デザイン工学部・情報科学部が対象

制度の内容

修学支援新制度は、給付奨学金+授業料の減免の2つの支援があります。2024年4月から第Ⅳ区分が追加されます。

■給付奨学金(月額)

■授業料・入学金の減免(年額) (本学の減免額)

区分	自宅通学※1	自宅外通学	区分	授業料	入学金※2	
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	第Ⅰ区分	700,000円	250,000円	
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	第Ⅱ区分	466,700円	166,700円	
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	第Ⅲ区分	233,400円	83,400円	
第Ⅳ区分	多子世帯	9,600円 (10,700円)	第Ⅳ区分	多子世帯	175,000円	62,500円
	理工農系	—		理工農系	233,400円	83,400円

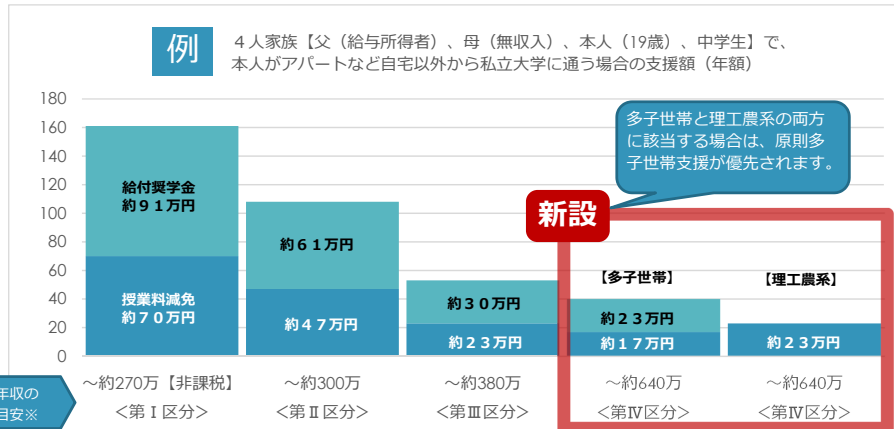
新設

※1. ()内は生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する場合の金額です。

※2. 入学年の4月から給付を開始した学生が対象です。

世帯収入の目安

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。



※年収はあくまで目安であり、世帯構成によって基準となる収入が異なります。6月配付の出願書類や、6月以降の進学資金シミュレーターで確認ください。

申込み対象者

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限(推薦枠)はありません。

①家計基準

世帯収入や資産の要件を満たしていること

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額等を試算できる「進学資金シミュレーター」を活用ください。家計が基準額を超えている場合は申し込んでも不採用になります。

春の定期採用では、申込み前々年の1月〜12月の収入が、

秋の二次募集では申込み前年の1月〜12月の収入が審査対象となります。

4月以降に第Ⅳ区分が反映されたシミュレーターとなる予定です。

進学資金シミュレーター



②学業成績に係る基準

学ぶ意欲のある学生であること

成績だけで判断せず、学修計画書などで学ぶ意欲を確認します。ただし、留年したことのある学生は出願できません。

しっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

【新入生】: 次の(ア)〜(ウ)のいずれかに該当すること

(ア) 高等学校における評定平均値が3.5以上であること

(イ) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

(ウ) 学修計画書により学修の意欲や目的、将来設計等が確認できること

【2年生以上】: 次の(ア) (イ)のいずれかに該当すること

(ア) T-GPA が在学する学部において上位1/2の範囲に属すること

(イ) 修得した単位数が標準単位数以上であり、学修計画書により学修の意欲や目的、将来設計等が確認できること

出願時期・スケジュール

春(定期採用)	秋(二次採用)	内容
事前準備		文部科学省や日本学生支援機構(JASSO)のWebサイトで、制度の内容や自分が対象であるかを確認する
6月初旬	9月下旬	大学の奨学金窓口で出願書類を受け取る
6月中旬	10月中旬	Web申込み(スカラネット入力) 大学に書類を提出 JASSOにマイナンバーに関する書類を提出
8月上旬	12月上旬	採用発表 支援開始

※日時等の詳細は、学内ポータルサイトや、配付する出願書類を参照ください。

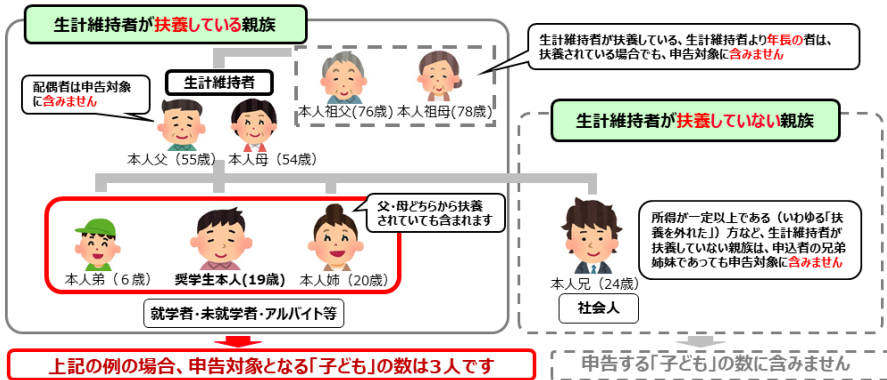
多子世帯の考え方

【生計維持者の扶養する「子ども」の範囲について】

扶養する「子ども」の人数が3人以上である場合、給付奨学金の多子世帯に該当します。

対象となる扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも年長でない人や生計維持者の尊属でない人となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

※住民税の扶養親族とは、今回は2022年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。この情報は2023年度（令和5年度）の住民税の情報に反映されています。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。



- 年齢・実子の要件ではなく、地方税法上の扶養親族であれば「子ども」に該当し得ます。（生計維持者が父母2名の場合はそれぞれの扶養親族の数を合算します）
- 扶養親族であっても、生計維持者よりも年長の者又は生計維持者の尊属である者は「子ども」に該当しません。

【適用例】

- ① 父が扶養する父の母(学生等本人の祖母)：尊属であるため「子ども」に該当しない。
※尊属かどうかは年齢で決まるものではないため、年下であっても対象外です。
- ② 父が扶養する父の兄(学生等本人の伯父)：父より年長であるため「子ども」に該当しない。
- ③ 父が扶養する父の妹(学生等本人の伯母)：父より年長でないため「子ども」に該当する。
- ④ 父が扶養する父の兄弟の子(学生等本人のいとこ)：父より年長でないなら「子ども」に該当する。
- ⑤ 父も母も扶養していない学生本人の弟：扶養親族でないので「子ども」に該当しない。

生計維持者の扶養する「子ども」の数の確認方法と数え方

手順1. 生計維持者の扶養親族の数を確認します。

複数の確認方法がありますので、いずれかでご確認ください。確認の際は対象となる年にご確認ください（最新のものの方が適切であるとは限りません）。※確認書類（1）～（4）の提出は不要です。

(1) 令和5年度住民税決定(変更)通知書 または 令和5年度住民税の特別徴収税額決定(変更)通知書

(2) マイナポータルで確認できる 令和5年度地方税情報 (マイナンバーカード及び読取り用端末が必要です)

(3) 令和5年度住民税 課税証明書

(4) 令和4年分 給与所得の源泉徴収票

「特定」「老人」「16歳未満」「その他」の数の合計です。（「その他」は「一般」と記載されることがあります。「同老」は数えません。）

「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」の人数の合計です。

【例】前ページの例だと5人

※ それぞれの様式は、発行する自治体やお勤め先等により異なることがあります。

手順2. 扶養親族の数から、扶養している生計維持者よりも年長の方や生計維持者の尊属の方の数を差し引きます。（扶養していない方の数は差し引く必要はありません。）

生計維持者が扶養している
(=「税の扶養に入れている」)
生計維持者の父母(※)
→人数から差し引いてください。
※生計維持者の尊属であるため。

【例】前ページの例だと5人-2人=3人を申告

● 誰を扶養しているかが不明な場合は、令和4年（2022年）分の「源泉徴収票」又は「同年分の確定申告書」の写しをご確認ください。
「控除対象扶養親族」や「16歳未満扶養親族」の欄に書かれている方が、扶養親族です。

手順3. 生計維持者が2人の場合、手順1～2を2人分行き、合計します（1人の場合はそのまま）。その数が「子ども」の人数です。